

第2章 環境法の基本理念、原理・原則

1 環境法の基本理念、原理・原則の司法試験的位置づけ

環境基本法は、環境法の基本理念として、「環境の恵沢の享受と承継」（3条）、「持続可能な発展」（4条）、「国際協調」（5条）の3つを掲げるが、司法試験的見地からは、どれも重要とは言い難い。なぜなら、これらを真正面から問う出題や、重要論点として絡めた出題をすることは難しいからである。

司法試験的見地からは、①汚染者支払原則（P P P）、②未然防止原則、③予防原則の三つが「圧倒的に」重要であり、特に、これらの原理・原則が、個別環境法（環境10法）の条文や制度にどう具体化されているか、いわば総論（原理・原則）と各論（個別環境法）のリンク（有機的連携）を理解しているかが重要である。

また、（一見類似する）②と③の相違を理解しているかも、司法試験的見地からはとても重要である（これに限らず、司法試験では、一見似ているが、実は違いもある、というもの（例えば、大防法と水濁法の規制システム）から出題されやすい）。

さらに、司法試験的見地からは、④環境権も一定の重要性を有するため、本章の最後で論じておく。

2 汚染者支払原則（Polluter-Pays Principle、略称P P P）

汚染者支払原則とは、環境に対し負荷を与えた者（汚染者）は、それを受容可能な水準にまで回復する措置の費用・労力を自ら負担すべきとする考え方である。「原因者負担原則」ともいう（環基法37条参照）。

汚染者支払原則は、もともとは、経済協力開発機構（O E C D）加盟国間において、民間企業に汚染防止のための補助金を与える国と与えない国があると、補助金が与えられる国の企業の国際競争力が増し、国際貿易市場で相対的に有利な立場になる企業が現れて、それによる貿易の歪み（一種の非関税障壁）が生じ得るため、それを避けるために、O E C D加盟国全体で、汚染者に補助金を与えないという趣旨で採用された原則であった（1972年の「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」）。つまり、外部不経済の内部化（※1）と、汚染防止費用への補助金禁止を目的とする経済原則に過ぎなかった（法的原則ではなかった）。

しかし、我が国では、四大公害をはじめとする深刻な公害被害の経験から、O E C D案にある企業への汚染防止費用の負担だけではなく、汚染環境の修復費用や公害被害者の補償費用についても汚染者が負担すべきとする考え方が一般となった。この拡張され